

No.153

(平成27年9月30日発行)
(2015年)

ひょうご発

生活情報レポート

Aらしい、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、暮らしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、暮らしのエースを目指そうという意味が含まれています。

目次

CONTENTS

特集

1~4

サイバー犯罪について

テスト&リサーチ

5・6

電気カーペットの折り目で
異常発熱!!

相談窓口案内

6



サイバー犯罪について

兵庫県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

1. サイバー犯罪の現状

(1) 概要

本年5月、日本年金機構に対する不正アクセスによって、同機構が保有していた125万件に及ぶ個人情報流出した事件が発生し、大きく報道されたことは記憶に新しいところですが、インターネットなどの高度情報通信ネットワークが普及し、日常生活の一部となっていることから、公的な組織に限らず、誰もが犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性が高まっています。

とりわけ、インターネットを使用して銀行取引を行う「インターネットバンキング」について、パソコンがウイルスに感染するなどしてIDやパスワードが流

出し、大切な預金が勝手に他人の口座に振り込まれるという事案が全国的に多発しており、昨年中、県下においても137件、約1億8000万円の被害が発生しています。

また、LINEやTwitterなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスについては、若年層を中心に手軽なコミュニケーションツールとして広く浸透していますが、利用者の個人情報が流出するなどトラブルに巻き込まれるケースや、なりすまし等によって犯罪に悪用されるなど、様々な問題が指摘されています。

したがって、インターネットを利用する場合には、犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、必要な知識を身につけることが大切です。

(2) 主な検挙事例（兵庫県内）

○コンピューターソフトを複製、販売した著作権法違反事件

米国の企業が著作権を持つコンピューター利用設計システムのソフトを複製し、インターネットを通じて販売していた男1名を、著作権法違反で検挙した。

○インターネット通販サイトに対する不正アクセス禁止法違反事件

インターネット通販サイトに不正アクセスして、他人のポイントを盗んで電子マネーに交換し、当該電子マネーで購入した日本製のおむつを輸出していた中国人2名を、不正アクセス禁止法違反で検挙した。

○インターネットバンキングの預金口座を架空の人物名義で不正に開設した偽造有印公文書行使及び詐欺事件

インターネット通販の「偽サイト」で代金の振込先に使われていたインターネットバンキングの預金口座を架空の人物名義で不正に開設した中国人2名を、偽造有印公文書行使罪及び詐欺罪で検挙した。

○インターネットバンキングの不正送金先口座を不正に開設した詐欺事件

インターネットバンキングの不正送金先の銀行口座を開設するにあたり、他人になりすまして口座開設した男1名を詐欺罪で検挙。裏付け捜査により、暴力団関係者を含む口座詐欺グループを解明し、詐欺グループの男4名を、詐欺罪で検挙した。

○違法薬物密売サイトによる覚せい剤取締法違反事件

違法薬物ランキングサイトで覚せい剤を密売していた女1名及び、購入した男6名、女1名を、覚せい剤取締法違反で検挙するとともに、同サイトを開設し、薬物乱用をおおる情報を放置した男1名を、麻薬特例法違反で検挙した。

○コンピューターウイルスを拡散させた不正指令電磁的記録作成・同供用事件

URLをクリックするだけでスマートフォンから自動的に110番通報をするコンピューターウイルスを作成するとともに、無料アプリ「LINE」を利用して同ウイルスを拡散させた中学・高校生ら6名を、不正指令電磁的記録作成・同供用罪で検挙した。

2. インターネットを巡るトラブル事例と対応方法

○ワンクリック料金請求・架空請求

事 例

知らないメール内のURLをクリックしたら、料金請求の画面が突然表示された。

利用した覚えのないサービス（アダルトサイト等）の料金の請求が電子メールで来た。

【対応方法】

このような請求のほとんどは法令上の契約の正当性を欠いており、支払う必要はありません。

相手に返事をする、しつこく請求されるおそれがありますので、連絡しないようにしましょう。

念のため、請求のメール等は証拠として保存しておいてください。

裁判所等の公的機関から連絡が来た場合には、メール等に記載されている連絡先を信用せず、電話番号案内等で正しい連絡先を確認するか訪問するなどして、その公的機関に真偽を確認してください。

○オークショントラブル

事 例

ネット・オークションで商品を落札し、代金を振り込んだが商品が届かず、相手と連絡が取れなくなった。

【対応方法】

メールだけではなく、電話や郵便等のあらゆる手段で督促してください。

すぐにオークションや掲示板のURL（ホームページアドレス）を記録するとともに、画面を保存して印刷しておきましょう。また、代金振り込みの控え等の資料を保管しておきましょう。

内容証明郵便でも連絡が取れない場合など、詐欺の疑いがある場合には、関係資料を持って警察に相談してください。

また、オークション事業者にも相談しましょう。（詐欺被害の補償制度を運用している場合があります。）

○不正アクセス

事 例

何者かにIDとパスワードを無断で使用され、自分が開設しているホームページが改ざんされた。

【対応方法】

サービスを提供している会社に相談してください。

不正アクセスに該当する可能性があるため、ホームページが改ざんされた状況やIDのログイン状況、不正アクセスされたシステムを利用している場所、利用しているプロバイダ、IDやパスワードの利用を許可している人の有無などについて確認し、関係資料を持って最寄りの警察署に相談してください。

ネットカフェ等不特定の人が使用するパソコンでは、情報流出防止の観点からID・パスワード等個人情報は入力しないようにしましょう。

○掲示板トラブル

事 例

掲示板に悪口を書かれて困っている。

自分の顔写真や電話番号を、無断で掲示板等に掲載されていた。

【対応方法】

個人情報が、掲示板等に掲載されているのを知ったら、すぐにそれらを確認し、画面を保存したり、印刷する等、証拠を保存しましょう。併せて掲載されているのを知った日時、いきさつ、その後の対応等についても記録に残しておきましょう。

掲示板の管理者、ホームページを掲載しているプロバイダに連絡を取り、個人情報の削除を要請しましょう。

悪口に対して、返事を書き込むと更にひどくなる可能性があるため、何も書き込まずに静観するのもひとつの方法です。

電話番号やメールアドレス等の変更できるものは、変更することも検討しましょう。

掲載された内容によっては、名誉毀損等に該当する可能性もあります。ひどい場合は、書き込み内容を印刷して、最寄りの警察署に相談してください。

○スパムメール等

事 例

わいせつビデオの販売広告のメールが大量に送られてくる。

【対応方法】

メールの受信拒否や、対応ソフトを使用しましょう。

悪質な業者に対して配信停止の連絡をすると、更に様々な業者から迷惑メールが送られてくるケースがあるので、注意が必要です。

大量のメールにより、業務を著しく妨害されたような場合は、その状況を記録し、最寄りの警察署に相談してください。

メールアドレスを変更することも検討しましょう。



3. 正しい知識を身につけるために

兵庫県警察では、サイバー犯罪の被害を未然に防止するため、県民の皆様を対象とした講習会を開催しています。詳しくは、兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課のホームページをご覧ください。

<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/cyber/>

○サイバー犯罪被害防止教室

児童・生徒、保護者、教職員、各種団体等を対象に、インターネットを巡る犯罪やトラブルについて、警察官が最新の検挙・被害事例に基づいて分かりやすく解説し、被害防止のための対処能力を身に付けていただくための講演を実施しています。

開催日 随時（休日、夜間でも対応します）

費用 無料

申込方法 ご予約は電話で受付していますので、お気軽にお問い合わせください。
電話でご予約いただいた後、詳細が決定すれば、派遣要請書（様式は問いません）を下記まで郵送をお願いします。

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号
兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 サイバー犯罪防犯センター

078-351-3180（受付時間：月～金 10:00～12:00、13:00～17:00）

○企業・個人を対象とした情報セキュリティセミナー

企業等を対象としたサイバー犯罪の現状や、個人情報情報の漏えいを防止するために実施すべき対策などについて、情報セキュリティ企業の専門家が分かりやすく解説します。

開催日等

開催日	時間	場所	定員	申込締切
10月7日(水)	14:00～16:30	加古川商工会議所4階大会議室	100名	10月2日
10月14日(水)	13:30～16:30	尼崎商工会議所701会議室	140名	10月9日
10月20日(火)	13:30～16:30	姫路商工会議所701ホール	130名	10月16日
10月28日(水)	14:00～16:30	三宮センタープラザ西館6階9号室	100名	10月23日
11月19日(木)	14:00～16:30	豊岡商工会議所会議室	100名	11月13日

【費用】 無料

【申込方法】 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課のホームページ

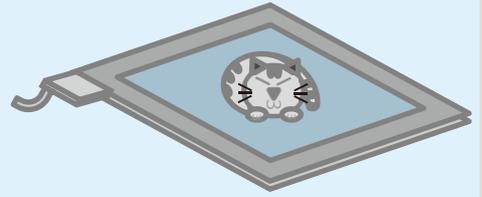
<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/cyber/>

にアクセスいただき、各会場専用の応募フォームからお申し込みください。

テスト&リサーチ

電気カーペットの折り目で異常発熱!!

これからの季節に利用機会が増える電気カーペットについて、「電気カーペットから使用中に発火した。」といった製品の安全性に関する相談が当センターに寄せられています。苦情品を確認し、原因等について調査した結果について紹介します。



相談内容

約17年前に購入しリビングに敷いていた電気カーペットが発火し、電気カーペットが焦げて穴があき(写真1)、電気カーペットの下のフローリングの床が直径約2~3cm(写真2)、電気カーペットの上のカーペットカバーが幅約5cm焦げた。

製造業者に連絡し調査された結果、長期間使用したことによる経年劣化が原因という説明があったが、もし気付かなければ火災になった恐れがあり、危険ではないか。

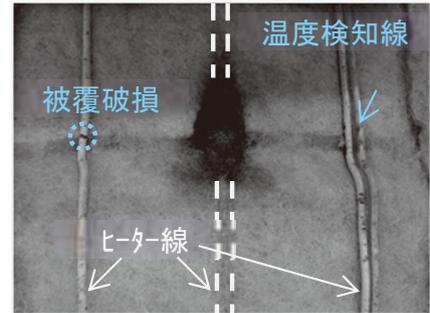


写真1. カーペットの焼損箇所
(焼損したヒーター線は除去)

苦情品の状況

相談者宅に出向き電気カーペットの設置状況を確認したところ、リビングのほぼ中央付近で床が焦げており、家具を置く等、負荷がかかる状況はありませんでした。

製造業者とともに苦情品の分解調査を実施した結果、焼損した箇所は収納時にカーペットを折りたたむ際の折り目にあたり、その周囲でヒーター線が屈曲し被覆にヒビ割れがありました(写真1)。

マイクロスコープ及びX線透過装置での観察から、焼損箇所のヒーター線は断線していました(写真3、4)。

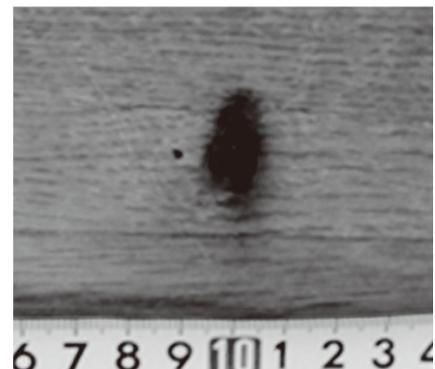


写真2. フローリング床の焦げ

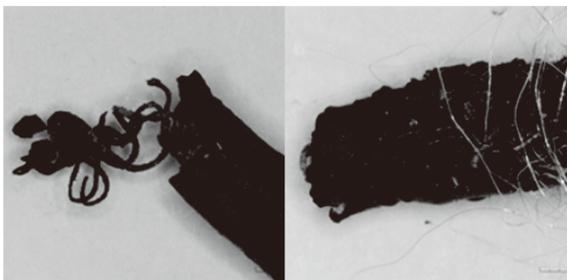


写真3. ヒーター線断線箇所の拡大写真 (20倍)

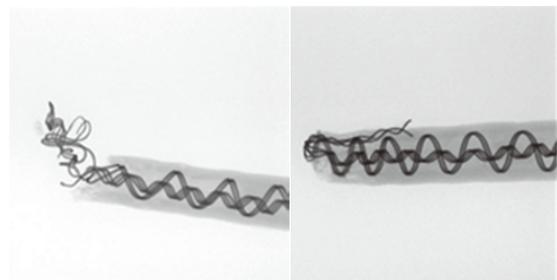


写真4. ヒーター線断線箇所のX線写真

推定原因

苦情品の状況から、繰り返しの折りたたみにより、ヒーター線が屈曲し被覆がヒビ割れたため、内部導線が断線又は半断線の状態で通電され、断線による接触不良から局所的に過熱したと考えられます。また、温度検知線と焼損箇所が離れていたため(写真1)、すぐに安全装置が動作しなかったことも原因と考えられます。

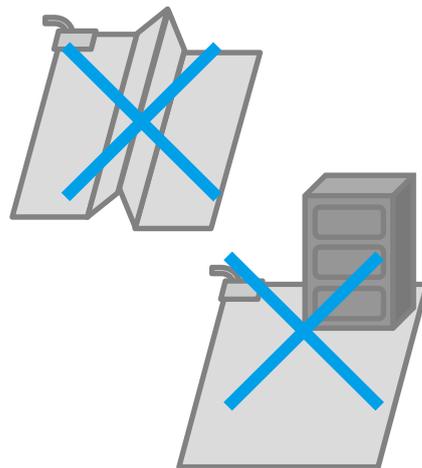
事業者に注意喚起を要望

長期間使用された電気カーペットは、シーズンごとに収納、設置が繰り返されるため、折りたたみ時の屈曲によりヒーター線が劣化し、過熱から発火へ至る可能性もあります。製造業者に対し事故の再発防止を要望した結果、製造業者のホームページで、電気カーペットを含めた電気暖房器具に関する事故を防ぐための注意喚起が掲載されました。

〈電気カーペット類の使用上の注意〉

電気カーペット類を使用する際は、下記の点に注意してください。

- 収納時にはカーペットを強く折り曲げない。
- カーペット本体を広げ、シワのない状態で使用し、重い物を乗せない。
- 焦げ臭い、温まりにくい、局所的に熱くなる等の症状があれば、使用を中止する。



くらしに関する相談は…

●市町の相談窓口●

神戸市生活情報センター 078-371-1221
尼崎市消費生活センター 06-6438-0999
西宮市消費生活センター 0798-64-0999
芦屋市消費生活センター 0797-38-2034
伊丹市消費生活センター 072-775-1298
宝塚市消費生活センター 0797-81-0999
川西市消費生活センター 072-740-1167
三田市消費生活センター 079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー 072-766-1110
あかし消費生活センター 078-912-0999
加古川市消費生活センター 079-427-9179
高砂市消費生活センター 079-443-9078
稲美町消費生活相談窓口 079-492-9151
播磨町消費生活相談コーナー 079-435-1999

西脇市消費生活センター 0795-22-3111
三木市消費生活センター 0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー 0794-63-1000
加西市消費生活相談窓口 0790-42-8739
加東市消費生活相談窓口 0795-43-0502
多可町消費生活センター 0795-32-4777
姫路市消費生活センター 079-221-2110
神戸町役場住民生活課 0790-34-0962
市川町役場住民税務課 0790-26-1011
神崎郡消費生活の中核センター
(福岡町立生活科学センター内) 0790-22-4977
相生市消費生活センター 0791-23-7130
たつの市消費生活センター 0791-64-3250
赤穂市消費生活センター 0791-43-7067
宍粟市消費生活センター 0790-63-2225

太子町生活福祉部生活環境課 079-277-1015
上郡町消費生活相談窓口 0791-52-1115
佐用町消費生活センター 0790-82-0670
豊岡市くらしの相談室 0796-21-9001
養父市消費生活相談窓口 079-662-3170
朝来市消費生活相談窓口 079-672-6121
香美町消費生活相談窓口 0796-36-1941
新温泉町消費生活相談室 0796-92-2070
たじま消費者ホットライン 0796-23-1999
篠山市消費生活センター 079-552-1186
丹波市消費生活センター 0795-82-0996
洲本市消費生活センター 0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター 0799-43-5099
淡路市消費生活センター 0799-64-0999

●県の相談窓口●

生活科学総合センター 078-303-0999
東播磨消費生活センター 079-424-0999
中播磨消費生活創造センター 079-281-0993
西播磨消費生活センター 0791-58-0993

但馬消費生活センター 0796-23-0999
丹波消費生活センター 0795-72-0999
淡路消費生活センター 0799-23-0993

●生活科学総合センターホームページもご覧ください。
(<http://www.seiken.server-shared.com/>)

●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファクスでも!
E-mail:seikatsukagakusogo@pref.hyogo.lg.jp FAX:078-302-4002

●消費者ホットライン● 188
(お近くにある相談窓口へつながります)

Aらいふ

No.153 平成27年9月30日発行

兵庫県生活科学総合センター
研修広報部 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

☎(078) 302-4000

27企②-024A4